

文化審議会著作権分科会（第58回）（第20期第1回）における 意見の概要【今期の検討課題等について】

（放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化について）

- 放送番組のインターネット配信は、放送と同時に行うものでも、日本の制度上は放送とは権利が異なるところ、なるべく蓋かぶせがない形でリアルタイムで配信するため、大変な労力をかけて権利処理を行っている。視聴者に対して良質な放送番組を、放送に限らない伝送路においても滞りなく届けられるよう制度改正がなされることを期待。
- 実演家団体として、放送番組のインターネット上での同時配信に限らず、レコードの公衆への伝達に係る全体的な権利の見直しの必要性を訴えてきた。検討課題の資料では「放送番組のインターネット上での」という言葉が「同時配信」の前に付いており、放送番組の同時配信だけを解決すれば良いとも読める。知財計画では、「同時配信等」という表現にされており、昨年度の検討経緯の中でも、ウェブキャスティング全般に関しても併せて検討するとされていることから、「放送番組のインターネット上での」と限定する言葉を入れることには疑問。また、あわせてレコード演奏権についても、文化芸術立国として導入に向けた検討にも速やかに着手すべき。
- 知財計画における「同時配信等」の「等」は、同時配信に類似するものとして、あくまで、放送番組を前提に、見逃し配信や追っかけ配信を指すものだと理解している。
- ウェブキャスティングについては、「視野に入れつつ」とされており、メインの課題である放送番組の同時配信・追っかけ配信等とは性質がかなり異なるため、課題として明記すべきではない。昨年度までの議論の枠内で、今後より議論を深めていくべきである。

- 放送番組のインターネット上での同時配信の議論を深める中で、別のウェブ上での配信も議論の中に含まれた経緯があるところ、それを前提に知財計画では「同時配信等に係る」とシンプルに記載されていることから、それに合わせた方が良いのではないか。
- 昨年度の整理は、あくまで放送番組の同時配信等について議論することとしつつ、ウェブキャストについても視野に入れるということだと理解している。ウェブキャストが必ずしも排除はされていないとしても、問題は、放送番組のインターネット上での同時配信に係る権利処理の円滑化であって、これとウェブキャストは少なくとも同等の比重ではない。知財計画では、ウェブキャストについてまで成果を出すことは求められていないと理解している。
- 議論の中で、放送番組の同時配信は国家的に緊急の課題だからということでプライオリティがついたことは理解している。ただ、ウェブキャストが議論の範囲から外れたわけではないので、検討課題となっているという認識を共有したい。
- 昨年度の議論の結果、対象とするサービスの範囲については争いがないと理解している。ウェブキャストについては、視野に入れつつ検討を進めるということが一致点である。

(私的録音録画補償金制度について)

- 私的録音録画補償金制度について、平成15年から議論しており、その間に権利者が得るはずだった利益は十数年分累積している。省庁間の議論が決着して現行制度での措置を行うとともに、その先の新たな制度が非常に重要であり、速やかに対応する必要。

(研究目的に係る権利制限規定の創設について)

- 多くの書籍が研究に使われることを想定して刊行されており、場合によっては非常に大きな影響が出版物に及ぶため、慎重に議論を進めて頂きたい。また、できるだけ前広にどのような議論がされているかを示して頂きたい。

(追及権等)

- 追及権等について、今年度どの程度の検討がされる予定なのか関心がある。

(図書館関係の権利制限規定の見直しについて)

- インターネット上に公開されている資料の複製についても併せて議論して頂きたい。また、著作権法第31条に含まれない図書館もあるので、その点も検討の対象として頂きたい。

(著作権に関する普及啓発・教育について)

- 著作権について、国民全体に対する啓発や教育の機会の場の設置がとても重要。国民みんながクリエイターに対する敬意と権利をしっかりと認識することが大事。デジタル時代におけるクリエイターの権利が国民にほとんど理解されていないと感じているところ、教育の場での理解の浸透や国民の規範意識への働きかけなどを併せて考えて頂きたい。
- 先般、CODA（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）において、海賊版の利用防止に関する漫画の小冊子を作ったが、予算の関係で全国の小中学校に配布できない状況なので、配布するための予算化をして頂きたい。漫画のみならず、映像・音楽にも共通することなので、そういう機会もぜひ作って頂きたい。

(以上)